

第5章 主要施策

第1節 排出抑制・資源化施策

ごみ排出段階での市民及び事業者に対する排出抑制・資源化について、基本的な方針及び具体的な施策を示します。

1. 意識の啓発と実践活動の展開

○基本目標

市民・事業者の意識の高揚を図り、理解と協力を求めています

(1) 現状と課題

ア 家庭ごみ

- 「いせはら分別ガイド」や「ごみと資源収集カレンダー」を配布していますが、燃やすごみに資源物等の混入が多く見られます。ごみの減量化・資源化を推進するためには、適切な分別を行い、指定の収集日に出すことが基本となるため、ルールやマナーの遵守並びにごみの減量化・資源化に関して更なる意識啓発が必要です。
- 市の広報紙やホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス。以下略）等の多様な媒体を活用し、情報を発信することが必要です。
- 「市政出前ミーティング」や「市内施設めぐり」などの機会を通じて、ごみ処理や減量化・資源化に関する取組について説明しています。ごみの問題を、環境教育や生涯学習の一環として捉え、更なる意識の向上に取組む必要があります。
- 多くの市民が訪れるリサイクル展では、ごみの減量化・資源化に関するパネル展示などの意識啓発を行うとともに、シルバー人材センターが修理した再生家具などを販売しています。この取組は、市民への啓発効果が高いことから、随時、環境教育や展示などができる機会を確保する必要があります。
- 粗大ごみや草木類の受付場所は本市西側に位置する環境美化センター1カ所のみであり、移動に時間を要する場合があります。市民の利便性向上のため、別拠点での「第2の受付場所」の整備等を検討する必要があります。
- 家庭ごみの大半を占める燃やすごみのうち、約35%が生ごみであり、その中には未開封食品も見受けられるため、フードドライブなど食品ロスの削減に向けた啓発に取組む必要があります。

イ 事業系ごみ

- 事業系ごみは伊勢原市一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）等を利用し、事業者自らの責任により処理することとなっています。しかし、家庭ごみと同様に地域の収集場所へ出されることがあるため、事業者へ直接指導を実施し、適切な排出を促進する必要があります。
- 許可業者が収集した燃やすごみの中には、段ボール等の資源物や不燃物などの混入が見受けられます。そのため、展開検査や組成分析調査を行い、事業者等への分別排出を促進する必要があります。
- 小売・飲食店事業者から排出される厨芥類（生ごみなど）に対し、事業者へ食品ロスの削減に向けた取組を促進する必要があります。

(2) 主な取組

ア 市民への啓発推進

(ア) ごみ出しルールの徹底

ごみの減量化・資源化を推進するため、ルール違反や燃やすごみに資源物等の混入をなくすよう自治会を対象に説明会を開催するなど、市民へごみ出しルールの徹底を図っていきます。

(イ) 効果的な啓発媒体の活用

市の広報紙やSNSなどの多様な媒体の特性を生かし、ごみの減量化・資源化に関する取組を、分かりやすい内容で市民に伝えることで、意識啓発を推進していきます。

(ウ) 環境教育・生涯学習の推進

教育関係機関や自治会などに対し、正しい分別方法やリサイクルの大切さなどを学習する市政出前ミーティング等を実施し、生活に密着したごみ問題に関する環境教育・生涯学習を推進していきます。

(エ) 食品ロス削減の推進

ものを大切に作る心や、もったいないの精神が子どもたちに育まれるよう、市教育委員会や関係機関等と連携し、学習機会の提供に取組むとともに、家庭での計画的な食材購入や使い切る調理など食品ロスの削減に向けた意識啓発を推進していきます。

また、フードドライブをさまざまなイベントを通じて実施し、食品ロスの削減を図っていきます。

(オ) 地域環境保全の推進

住民自らの手で地域を清掃する「市民総ぐるみ大清掃」や、各種団体が実施するクリーンキャンペーン、衛生委員と連携し実施している「ポイ捨てパトロール」等により意識啓発を図り、地域環境保全に取り組めます。

(カ) 第2の受付場所の検討

市民の利便性を向上し、草木類や木質系粗大ごみの資源化を促進するため、「第2の受付場所」となる拠点の整備等を検討します。

イ 事業者への啓発推進

(ア) 多量排出事業者に対する指導

多量排出事業者（2t/月）に対して、事業者に減量化及び資源化計画書の作成と提出を求め、減量化・資源化への取組を要請していきます。

(イ) 分別収集の促進

事業者における廃棄物の発生量及び内容を把握し、許可業者との協働による分別収集を要請することで減量化・資源化を促進していきます。

(ウ) 展開検査の強化

環境衛生組合と連携し、焼却施設に搬入される事業系ごみについて、資源物や不燃物の混入を把握する展開検査を強化し、事業者及び許可業者に対し指導等を行い、減量化・資源化を啓発推進していきます。

(エ) 食品ロスの削減に向けた取組促進

小売・飲食店事業者に対し、てまえどり^{※1}や3010運動^{※2}、食べ残しの持ち帰りサービスの活用などの食品ロス対策の啓発活動を推進することで、食品ロス削減への取組を促進していきます。

なお、事業系ごみの減量化及び食品ロス対策として、排出事業者に対し食品リサイクルについての取組を推進していきます。

※1 てまえどり：買い物をするとき、賞味期限が近い商品棚の手前から取る購買行動のこと。

※2 3010運動：宴会開始30分は料理を味わい、終了前10分は料理を残さず食べきろうという運動のこと。

2. ごみの排出抑制

2-1 家庭ごみの排出抑制

○基本目標

3Rのライフスタイルを推進し、家庭ごみの排出を抑制していきます

(1) 現状と課題

- 燃やすごみのうち、生ごみは約35%を占めています。また、生ごみ中の水分は約70%と言われており、生ごみの水切りが有効であるため、啓発が必要です。
- 家庭から出る燃やすごみの中には「食品ロス」によるものも含まれており、食品ロスの削減が必要です。
- 生ごみ処理容器及び家庭用電動式生ごみ処理機の購入補助制度を実施しています。さらに、市民に制度の活用を促進し、購入補助の金額、対象品など、補助制度の内容を広く周知していく必要があります。
- 販売店が白色トレイなどの回収ボックスを設置し、自主回収を行っている品目については、店頭自主回収の継続と普及拡大に取り組む必要があります。
- 焼却施設の維持管理費用の増大や少子高齢化の進展等に伴う財政状況が厳しさを増す中、排出抑制の経済的な手法として、ごみの減量化の進捗状況を踏まえながら、ごみの有料化制度の導入を検討する必要があります。

● 家庭ごみ排出抑制施策の実績（令和2年度）

- ① 生ごみ処理容器斡旋補助台数：9台
- ② 家庭用電動式生ごみ処理機補助台数：35台
- ③ 再生家具等販売個数：669個

表 5-1 家庭ごみ排出量の推移

年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
家庭ごみ排出量	(t/年)	28,869	28,683	28,341	27,634	27,547	26,889	25,974	25,591	25,592	26,204
計画収集量	(t/年)	28,200	28,061	27,600	26,996	26,875	26,202	25,536	25,179	25,174	25,710
燃やすごみ	(t/年)	20,811	20,826	20,624	20,638	20,704	20,311	19,545	19,192	18,870	18,749
不燃物	(t/年)	738	681	627	523	554	565	580	569	626	758
粗大ごみ	(t/年)	625	675	663	642	645	644	680	675	734	836
資源	(t/年)	6,026	5,879	5,686	5,193	4,972	4,682	4,731	4,743	4,944	5,367
自己搬入ごみ	(t/年)	637	592	712	610	647	665	416	392	398	478
燃やすごみ	(t/年)	609	570	678	587	624	635	394	363	369	450
不燃物	(t/年)	28	22	34	23	23	30	22	29	29	28
集団資源回収	(t/年)	32	30	29	28	25	22	22	20	20	16
原単位	(g/人日)	782	778	769	750	744	724	697	684	687	703

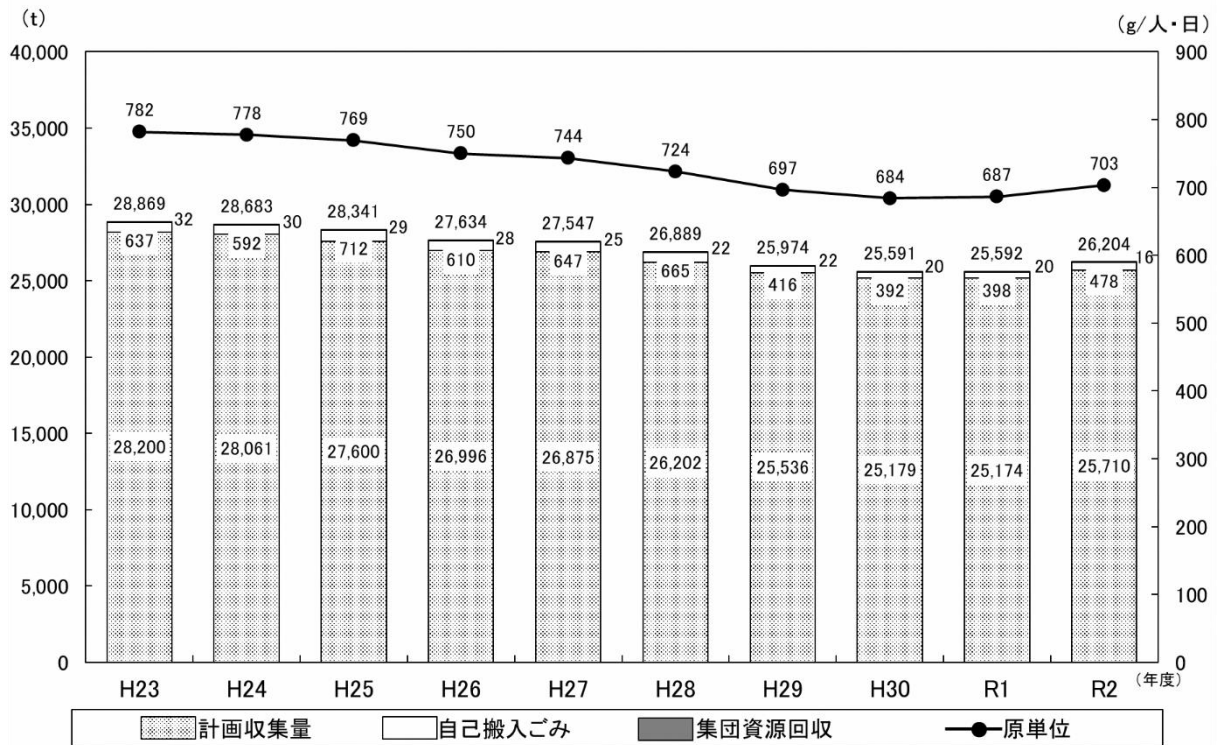


図 5-1 家庭ごみ排出量の推移

(2) 主な取組

(ア) ごみを出さないライフスタイルへの転換

ごみを出さないためには、環境に優しいライフスタイルへと転換していくことが求められています。不必要なものを買わない、ものを繰り返し使う、資源物を分別してリサイクルするなどの活動が日常生活に浸透してきました。しかし、ごみとなる不必要なものを断る意思表示をすることや、ものを修理して長く使うなど、更なる環境に優しいライフスタイルへの転換を促進する必要があります。

(イ) 生ごみの減量促進

ごみの減量には、生ごみの水切りの徹底が肝心であり、一度の水切りで生ごみの重さが約 10%程度軽くなると言われています。水切りを推奨するため、市政出前ミーティングや市の広報紙等を通じて積極的な啓発を実施していきます。

また、生ごみ処理容器や電動式生ごみ処理機の補助制度について、市の広報紙やホームページ等を活用した周知を行い、更なる利用の拡大を促進していきます。

(ウ) 店頭回収の促進

拡大生産者責任の考えに基づき、スーパー等の小売店舗に対して白色トレイなどの店頭回収の実施を促すとともに、市の広報紙やホームページ等を活用し、市民に対して店頭回収の活用を促進していきます。

※拡大生産者責任とは、生産者が生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任を負うという考え方です。

(エ) ごみの有料化制度導入の検討

令和 5 年度末までに、はだのクリーンセンター 1 施設体制での処理に移行するため、さまざまな減量化・資源化施策の継続・強化を行います。

策定当初の計画では、中間目標年度である令和 3 年度までに焼却対象量の目標が達成出来ないと見込まれる場合、ごみ排出量に応じた負担の公平性及び排出抑制をより一層推進する観点から、家庭ごみの有料化の導入に向けた具体的な検討を進める必要があるとしていました。

しかし、これまで家庭ごみ量の実績は順調に減量が図られていることから、はだのクリーンセンター 1 施設での安定的な処理の確保を目的とする家庭ごみの有料化に向けた検討は見送るものとなりました。ただし、ごみ排出量に応じた負担の公平性及び排出抑制等の観点や、今後の情勢によっては、改めて有料化に向けた検討が必要となる場合もあります。

(オ) 粗大ごみ処理手数料の見直しの検討

市条例により定められている手数料（市の指定施設への直接持ち込みの場合 1 点 300 円、市が収集する場合 1 点 500 円）について、適正なごみ処理手数料の観点から、粗大ごみの大きさ等による手数料の改定について、検討を進めます。

(カ) フードドライブによる食品ロスの削減

食品ロス削減の一環として、賞味期限まで一定期間あり、常温保存できるレトルト食品や缶詰などの寄贈を呼びかけ、集まった食品は福祉団体などで活用します。

2-2 事業系ごみの排出抑制

○基本目標

事業者責務を明確化し、事業者の自己責任において循環型社会の3Rを推進するよう働きかけをします

(1) 現状と課題

- 事業系ごみは、景気の緩やかな回復基調もあり、平成30年度までは増加傾向にありました。令和元年度からは減少に転じましたが、引き続きごみの排出抑制についての指導を実施する必要があります。
- 事業者が個人情報や機密事項が記載された文書の処分を行う場合、資源として再利用できる紙類やクリップ等の不燃物の混入が見受けられるため、事業者に対する分別の徹底や資源化を促進する指導が必要です。
- 許可業者が収集した事業系ごみの中には、廃プラスチック類や生ごみの混入が目立つため法に基づいた排出方法について指導する必要があります。
- 事業系ごみは許可業者による収集を原則としていますが、やむを得ない事情がある場合に限り、市が収集を行っています。減量化・資源化を促進するため、許可業者による収集転換への指導や、やむを得ず市が収集する事業系ごみに対して有料化制度の導入を検討する必要があります。

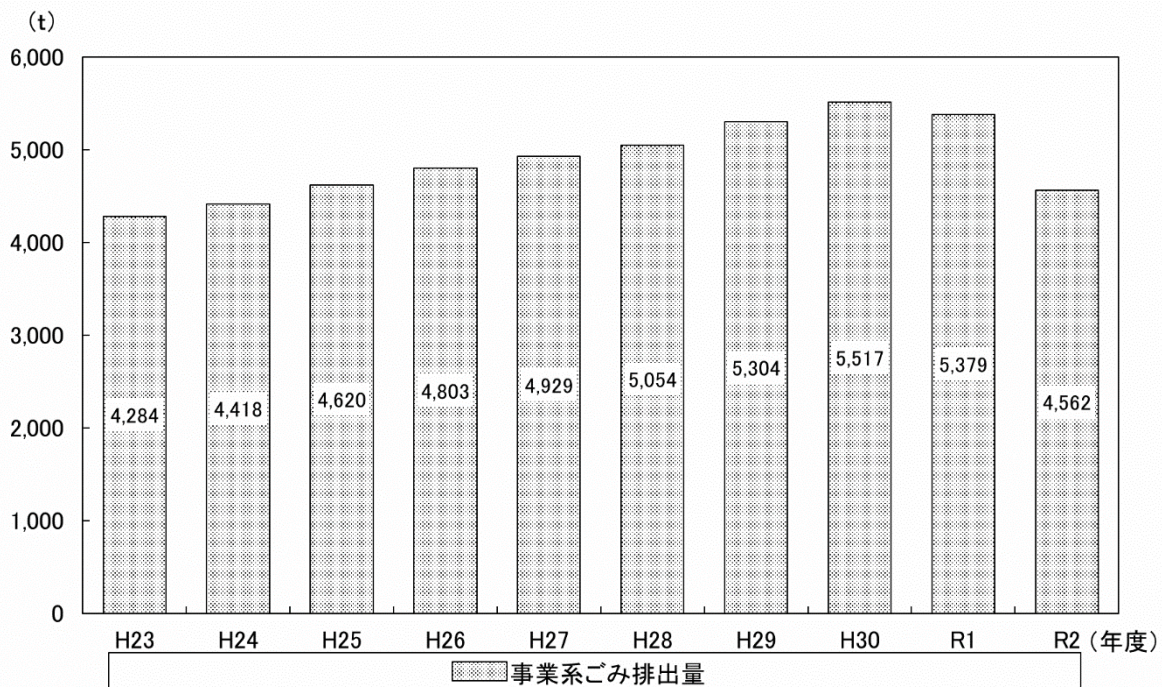


図 5-2 事業系ごみ排出量の推移

(2) 主な取組

事業系ごみは、原則として事業者の自己責任で処理されるべきである主旨を明確化し、次の施策を実施していきます。

(ア) 事業者への指導強化

- 多量排出事業者については、「事業系一般廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画書」の提出を求めるとともに、排出実態把握のための立ち入り調査の強化を図り、減量化・資源化の指導を徹底します。
- 事業系ごみの排出基準の見直しを検討するとともに、事業者へ本市で作成した手引き書を配布し、適正処理を促進していきます。
- 食品関連事業者に対する、生ごみの発生抑制や飼料や肥料への再生利用等の普及を推進し、食品廃棄物の減量化を進めていきます。
- 事業者から排出される廃プラスチック類は産業廃棄物に該当するため、適正に処理するよう指導を強化していきます。
- 紙おむつの処理について、他自治体の取組状況を参考に調査研究を進めていきます。

(イ) 許可業者への指導強化

許可業者に対する遵守事項を明確にし、質の高いサービスを提供できるよう育成に取り組めます。また、展開検査等を実施することで、資源物や不燃物の混入について注意喚起を行うなど、許可業者及び事業者に指導等を実施していきます。

(ウ) 事業系ごみの収集手法の見直し

事業系ごみの一部を、家庭ごみと同様に収集している制度を見直すため、許可業者による収集への転換や指定ごみ袋の導入による有料化施策を検討していきます。

3. ごみの資源化

○基本目標

資源の循環を目指したリサイクルを推進し、資源化の向上に努めます

(1) 現状と課題

- 古紙類や衣類などを資源として定め、資源回収事業者により収集しています。
- 不燃物として排出されていた小型家電製品に含まれているレアメタルや有用な金属などを資源として回収するため、特定の使用済み小型家電のリサイクル事業に取り組んでいます。
- 粗大ごみとして焼却していた布団を、民間事業者と連携してマテリアルリサイクル事業を展開しています。また、木質系粗大ごみについても解体処理し、木質チップとして製紙原料等にする資源化事業に取り組んでいます。
- 燃やすごみの中には、プラスチック類が約 15%排出されています。燃やすごみ量の削減を図るため、市民に理解と協力を求め、分別の徹底を図り、資源化を推進する必要があります。また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の成立により、容器包装プラスチックの他に製品プラスチックについても収集を検討する必要があります。
- 燃やすごみ量の削減を図るため、焼却処理している草木類の資源化を進める必要があります。このため、戸別収集や自治会単位での専用収集場所の設置の推進に加え、新たな収集方法についても検討が必要です。

表 5-2 資源の分別収集量の推移

区分		年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
		(t/年)										
資源の分別収集量		(t/年)	6,058	5,908	5,715	5,220	4,997	4,704	4,753	4,763	4,964	5,383
古紙類	新聞	(t/年)	751	716	659	580	478	356	286	280	246	260
	雑誌雑紙	(t/年)	1,617	1,571	1,440	1,430	1,316	1,335	1,289	1,234	1,198	1,103
	段ボール	(t/年)	1,198	1,177	1,216	897	808	715	659	649	680	914
	牛乳等紙パック	(t/年)	29	42	43	31	30	29	28	30	30	20
ペットボトル		(t/年)	322	320	310	295	290	288	301	320	315	324
容器包装プラスチック		(t/年)	837	826	804	786	800	791	831	817	860	894
缶類		(t/年)	277	261	268	249	255	237	243	234	234	232
びん類		(t/年)	727	716	714	693	696	668	653	623	594	629
衣類		(t/年)	270	249	235	231	244	206	217	225	265	306
廃食用油		(t/年)	30	30	26	28	28	27	31	30	31	33
小型家電		(t/年)	—	—	(1)	(2)	2	2	2	3	6	7
布団		(t/年)	—	—	—	(23)	50	50	40	48	49	56
草木類		(t/年)	—	—	—	—	—	—	173	270	456	577
木質系粗大ごみ		(t/年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28

注) 布団及び小型家電の数値は平成 27 年度より計上

表 5-3 分別収集の区分（令和3年4月現在）

分別区分		排出方法	収集主体	収集方式	頻度
燃やすごみ		透明・半透明袋	委託	ステーション収集 (小型家電は ボックス回収)	週2回
不燃物	金属類・せともの類・小型家電・ その他				月2回
粗大ごみ	再生利用可能・不可能	申込制(戸別) ・自己搬入	直営	戸別収集 ・自己搬入	随時
草木類	せん定枝、草葉類	申込制(戸別) ・自己搬入			戸別収集 ・自己搬入 一部専用集積所 収集
容器包装 プラスチック	ペットボトル	透明・半透明袋	資源回収 事業者		月2回
	ペットボトル以外の容器包装 プラスチック		委託		週1回
有害物	蛍光管	コンテナ	直営		
	水銀式体温計				
	乾電池				
	カセットボンベ・スプレー缶類				
	使い捨てライター				
ガラスびん	無色			ステーション収集	月2回
	茶色				
	その他				
古紙類	新聞	梱包			
	雑誌・書籍				
	雑紙(紙箱・包装紙、広告類等)				
	段ボール				
	紙パック				
缶類	スチール缶・アルミ缶	透明・半透明袋			
衣類・古布					
廃食用油		ペットボトル			
家電4品目	テレビ、エアコン、冷蔵庫・ 冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	申込制(戸別) ・自己搬入	直営	戸別収集 ・自己搬入	随時

(2) 主な取組

(ア) 資源分別の促進

質の高い分別収集を行うためには、市民が分別意識を持ち、不適合なものを混入させないことが重要なため、市政出前ミーティング等の機会を通じ、分別意識の向上と行動の定着を促進します。

(イ) 草木類の資源化の推進

草木類の資源化の更なる促進を図るため、自治会単位での専用収集場所の設置を進めています。また、ステーション収集についても検討していきます。

(ウ) 木質系粗大ごみの資源化の推進

粗大ごみ収集方法の効率化を図り、解体・分別作業を強化することにより木質系粗大ごみの更なる資源化を推進していきます。

(エ) 製品プラスチックの資源化の推進

新たなごみ資源化施策として、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく製品プラスチックの分別収集・再資源化への動向を注視しつつ、導入を視野に入れた対応を適宜行い、資源化を推進します。

第2節 収集運搬施策

排出抑制や資源化施策の実施状況等を考慮し、効率的かつ環境・衛生面に配慮したごみの収集運搬について、基本的な方針及び具体的な施策を示します。

1. 収集場所

○基本目標

地域性を考慮した適正な収集場所の配置と管理手法の確立を図ります

(1) 現状と課題

- 市指定のごみ及び資源の収集場所（以下「収集場所」という。）は、燃やすごみが約3,200カ所、不燃物が約2,600カ所、資源物が約2,600カ所あります(令和3年10月1日現在、重複箇所あり)。このため、収集場所の適正配置や収集対象が分散されている箇所の統一などを検討し、出しやすく、分かりやすい収集場所への転換について検討する必要があります。
- 収集場所の管理について、積極的な取組を行っている自治会がある一方、利用者に任せている自治会もあるのが現状です。清潔な収集場所を保つためには、自治会と利用者の協力体制の構築が必要となります。
- 自治会が管理を行わない共同住宅専用や一部の収集場所では、ルール違反が目立ち、ごみが散乱している状況があります。また、収集場所が駅に向かう経路沿いにある場合、他地域の住民等による排出が数多く見受けられるため、地域特性にあった管理手法を検討する必要があります。
- 本市で戸建て住宅やアパート等を建築する場合、事前に市と事業者で入居者のごみの排出先について協議が必要ですが、協議がされないことがあるため、入居者がごみの排出先に困ることがないように、事前の協議について建築住宅課と連携し周知を図る必要があります。
- 収集場所は紙台帳により管理し、2年ごとに更新していますが、問い合わせ時の迅速な対応や事務作業の効率化などが課題であり、電子化などの管理手法を検討する必要があります。
- 交差点付近や幅が狭い道路など収集に支障があった収集場所については、安全性を確保するため移設等の検討が必要です。
- ごみの排出者責任を明確にするため、戸別収集の導入を検討する必要があります。

(2) 主な取組

(ア) 収集場所の配置改善と統一

収集における合理化及び効率化、今後の収集運搬計画等を見据えながら、管理者との協議等により、収集場所の統廃合や再配置について取組みます。

(イ) 収集場所の管理体制強化

収集場所を清潔に保つためには、地域の協力と役割が必要不可欠となります。特に自治会との連携・協力体制を整え、適正なごみの排出を促進するとともに共同住宅については、収集場所の管理指導を徹底するよう管理者や所有者に要請していきます。また、転入者に対して、ごみ出しルールやマナーの遵守・周知を徹底していきます。

(ウ) 収集場所管理台帳の電子化

多様な問い合わせへの迅速な対応や事務作業の効率化を図るため、GIS（地理情報システム）等の活用による管理台帳の電子化を検討していきます。

(エ) 危険な収集場所の改善

交差点付近や幅の狭い道路などの収集場所については、交通の妨げや事故の原因となるため、移設や統廃合について、自治会や利用者などと協議し、改善していきます。

(オ) 戸別収集の導入の検討

排出者責任が明確になり、排出抑制や分別意識の向上が期待できることから、戸別収集の導入について、検討していきます。

2. 収集運搬体制

○基本目標

収集業務の効率化とコストの縮減を図るとともに、社会情勢の変化に対応した収集運搬体制を整備、推進していきます

(1) 現状と課題

- 収集運搬は、ごみ処理事業を運営する上で多大な経費を要する部門でもあります。このため排出されたごみの質や量の変化及び処分方法に対応しながら、迅速かつ衛生的・効率的に収集運搬する体制を整備する必要があります。
- 家庭ごみの収集については、燃やすごみ、容器包装プラスチックは委託、不燃物と資源の一部（ガラスびん等）は直営収集、それ以外は資源回収事業者が行い、事業系ごみは主に許可業者により収集が行われています。今後は、行財政改革等の観点から収集運搬体制を見直す必要があります。
- 二酸化炭素の削減など環境対策や、安全で効率的な収集運搬を継続するために、収集業務へ次世代自動車を導入する必要があります。
- 日常的に介助や介護が必要な状態で、収集場所までごみ及び資源を持ち出すことが困難な高齢者や障がい者等の世帯については、戸別収集と合わせて安否確認を行う「家庭ごみふれあい収集」を実施しています。超高齢社会を迎え、対象者の増加が見込まれることから、収集運搬体制を充実する必要があります。
- 超高齢社会の進展やライフスタイルの変化に伴い、遺品整理ごみや片付けごみなど、一時的に大量排出されるごみの収集に対するニーズが高まっていることから、収集運搬手法の検討が必要です。

(2) 主な取組

ア 収集・運搬体制の整備

(ア) 効率的な収集運搬の推進

収集作業が効率的にできるよう、円滑な収集に影響がある収集場所については移設などの改善ができるよう管理者及び利用者に協力を要請していきます。

(イ) 民間事業者との連携強化

収集業務の効率化とコスト縮減等を図るため、委託事業者や民間事業者と連携を図り、費用対効果の高い収集運搬を推進していきます。

(ウ) 許可業者への指導強化

事業系ごみの適正排出に向け、収集する許可業者に適切な指導を行うとともに、収集車両の次世代自動車の導入要請を推進していきます。

(エ) 次世代自動車の導入推進

地球環境への影響や費用対効果を考慮し、窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出抑制や、燃費性能が優れているなど環境にやさしくランニングコストが低減される次世代自動車の導入を推進していきます。

イ 高齢者・障がい者への対応

(ア) 家庭ごみふれあい収集の拡充

増加が見込まれる高齢者や障がい者の世帯について、家庭ごみ等の持ち出しの負担を軽減し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう「家庭ごみふれあい収集」の拡充に取り組めます。

第3節 中間処理施策

環境衛生組合において燃やすごみの焼却処理、不燃物及び粗大ごみの破碎・選別処理といった中間処理を行っています。今後も、環境衛生組合における適正な処理を継続するとともに、本市の排出抑制・資源化施策に対応した資源化施設を確保する必要があります。

環境衛生組合が管理運営する中間処理施設及び本市の排出抑制・資源化施策に対応した施設の維持管理と整備に関する基本的な方針及び具体的な施策を示します。

1. 焼却処理施設

○基本目標

環境衛生組合における適正処理を推進するとともに、循環型社会に対応したごみ処理施設の整備・運営を進めていきます

(1) 現状と課題

- 燃やすごみの焼却処理は、はだのクリーンセンターと伊勢原清掃工場で行っています。伊勢原清掃工場の90t/日焼却施設は老朽化が進み、多大な維持管理費用が発生しているため、令和7年度末までにはだのクリーンセンター1施設体制への移行を目指していますが、ごみの減量化・資源化の取組を加速させ、1施設化の更なる早期実現を目指します。
- はだのクリーンセンターでは、法令より厳しい排ガスの自主規制値を設定し、周辺的生活環境や自然環境に配慮しつつ、安全・安心で安定したごみ処理が進められています。また、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収して発電をし、施設内の電力を賄い、余剰電力は電力会社に売却しています。また、隣接地にある秦野市の公共施設「名水はだの富士見の湯」へ熱源供給しています。

表 5-4 焼却処理施設の概要

	伊勢原清掃工場 90t/日焼却施設	はだのクリーンセンター
処理能力	90t/日	200t/日(100t/日×2炉)
型式	ストーカ式	ストーカ式
ピット容積	870m ³	8,140m ³
建設年月	昭和58年2月～昭和60年10月	平成22年2月～平成25年1月
備考	平成12年度にダイオキシン類削減対策工事を実施	ごみ発電 (定格:3,820kW)

(2) 主な取組

(ア) 焼却処理の1施設体制移行の前倒し

焼却処理については、本市及び秦野市がごみ減量化・資源化施策を推進することで、令和7年度末までに、はだのクリーンセンター1施設体制へ移行することとしていましたが、これを2年前倒しし、令和5年度末までに1施設体制に移行します。

(イ) 安全・安心で安定した燃やすごみの処理体制の確保

環境衛生組合及び秦野市と協調・連携し、大規模災害に対する体制強化等の視点も踏まえるとともに、安全・安心で安定した燃やすごみの処理体制を確保していきます。

2. 不燃・粗大ごみ処理施設

○基本目標

環境衛生組合における適正な維持管理を推進するとともに、ごみ量等の変化に対応した施設整備を検討していきます

(1) 現状と課題

- 不燃物及び粗大ごみは、破碎・選別し、可燃性ものは焼却、鉄などの資源は回収、不燃物残渣については民間施設で資源化处理及び埋立処分しています。
- 伊勢原清掃工場 粗大ごみ処理施設は、稼働開始から45年以上が経過し、老朽化が進んでいます。

表 5-5 伊勢原清掃工場 粗大ごみ処理施設の概要

	圧縮 手選別	破碎	受入・供給 (ピット&クレーン)
処理能力	12t/5h 10t/5h	30t/5h	400m ³
建設年月	昭和46年7月～ 昭和47年1月	昭和54年6月～ 昭和54年12月	昭和62年6月～ 昭和63年3月
備考	油圧プレス式 コンベア選別	縦型回転式	鉄筋コンクリート水密構造 天井走行クレーン

(2) 主な取組

(ア) 不燃・粗大ごみ処理施設整備の検討

今後の施設整備については、将来のごみ量・ごみ質や立地条件などを総合的に勘案した上で検討していきます。

(イ) 安全・安心で安定した不燃・粗大ごみ処理体制の確保

環境衛生組合及び秦野市と連携し、安全・安心で安定した不燃・粗大ごみの処理体制を確保します。

3. 資源化施設

○基本目標

資源化を更に推進するため、資源化施設の適正な維持管理及び環境教育の拠点整備を進めていきます

(1) 現状と課題

容器包装プラスチックとペットボトルの中間処理、また、ガラスびんの一時ストック場所として、資源リサイクルセンターが稼働していますが、設備の老朽化が進んでおり、安定的な処理をすることが困難となっています。また、リサイクル活動や環境教育を推進するため、総合的な資源化施策に取り組む拠点等を整備する必要があります。

表 5-6 資源化施設の概要

	伊勢原市資源リサイクルセンター
処理能力	4.5t/日
建設年月	平成 20 年 3 月～平成 20 年 11 月
処理内容	容器包装プラスチック及びペットボトルの中間処理 ガラスびんのストックヤード

(2) 主な取組

(ア) 資源リサイクルセンターの適正な維持管理

資源を適正に中間処理できる施設整備計画等を作成し、管理運営に努めます。

(イ) 資源リサイクルセンターの新たな管理手法の検討

資源リサイクルセンターの設備の老朽化が進み、安定した処理を行うことが難しくなっていることから、設備管理を含めた契約をするなど新たな管理手法について検討します。

(ウ) リサイクル活動や環境教育の拠点等整備

循環型社会の構築に向け、粗大ごみの再利用を推進する機能を有するとともに、リサイクル活動や環境教育の拠点となる場等を整備していきます。

第4節 最終処分施策

環境衛生組合が管理運営する最終処分場及び最終処分の方法に関する基本的方針と具体的施策を示します。

○基本目標

環境衛生組合における適正な処理・処分を推進していきます

(1) 現状と課題

- 燃やすごみの処理により発生する焼却灰は、環境衛生組合が管理する栗原一般廃棄物最終処分場での埋立処分のほか、圏外民間施設で資源化处理及び埋立処分しています。
- 栗原一般廃棄物最終処分場の埋立終了期限が令和5年度末となっていることから、令和6年度以降の焼却灰等の処理及び処分について、更なる圏外搬出先の確保を進める必要があります。
- 栗原一般廃棄物最終処分場の跡地利用の準備を進める必要があります。

表 5-7 最終処分場の概要

	栗原一般廃棄物最終処分場	
敷地面積	24,370.69 m ²	
埋立面積・容量	(第一期)	4,700 m ² ・ 25,500 m ³
	(第二期)	12,060 m ² ・ 107,000 m ³
	(変更届出分)	0 m ² ・ 42,500 m ³
	(全体計画)	16,760 m ² ・ 175,000 m ³
埋立開始	平成5年5月	
埋立構造・方式	準好気性埋立・セル方式	

(2) 主な取組

(ア) 最終処分施策の検討

栗原一般廃棄物最終処分場の埋立終了期限が令和5年度末のため、令和6年度以降の焼却灰等については、圏外での民間施設による資源化处理や埋立処分を進めていきます。

(イ) 跡地利用の検討

栗原一般廃棄物最終処分場の跡地利用について、関係住民の意向を反映し、関係機関と協議を重ね、将来計画を検討します。

第5節 その他の施策

排出抑制・資源化、収集・運搬、中間処理及び最終処分以外の計画について示します。

1. ごみの不法投棄・ポイ捨て等の防止

○基本目標

ごみの不法投棄やポイ捨て等を防止するための対策を講じていきます

(1) 現状と課題

- 神奈川県や衛生委員（廃棄物減量等推進員）と連携し、良好な生活環境の保全を目的とするポイ捨てパトロールを実施しています。また、不法投棄禁止看板を警察と連名で作成し、再発防止に取り組んでいます。今後も、積極的な意識啓発や衛生委員による地域での取組により、市民による不法投棄の監視体制を築く必要があります。
- 年に2回、市民総ぐるみ大清掃を行い、自宅付近及び公園等、公共の場所の清掃を実施しています。
- 「伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例」により「ポイ捨て」、「飼い犬のふんの放置」、「路上喫煙」の禁止について啓発活動を実施し、ポイ捨てごみに対応しています。

(2) 主な取組

ア 不法投棄への対応

(ア) 不法投棄情報の収集

衛生委員による地域への呼び掛けを行うとともに、市民に対して不法投棄に関する情報提供を要請するなど、不法投棄情報の収集に努めていきます。

(イ) 不法投棄防止活動の推進

市の広報紙やSNSなどの媒体を活用した啓発を実施し、市民全体で不法投棄を防止する体制を構築していきます。

また、神奈川県と連携し、県・市合同パトロールによる投棄場所の把握、巡回や監視カメラの設置等、さまざまな取組により、不法投棄の抑止に努めていきます。

(ウ) 不法投棄ごみ対応体制の整備

不法投棄は犯罪であるため、警察と連携して犯人検挙に努めるとともに、投棄物については神奈川県と連携し、適正に処理していきます。

(エ) 不法投棄パトロールの実施

衛生委員による地域のパトロールを実施し、必要な箇所には不法投棄禁止看板の設置や監視カメラの貸出しにより、不法投棄に対応していきます。

イ ポイ捨て等への対応

(ア) 啓発活動の推進

ポイ捨て等を防止し、良好な生活環境の保全に努めるため、市の広報紙やSNS等の媒体を活用した啓発を推進していきます。

(イ) 市民総ぐるみ大清掃や駅前の環境美化の推進

市民総ぐるみ大清掃や駅前清掃等の実施により、周辺環境美化に対する意識の向上や行動の定着によって、市内全域の環境美化を推進していきます。

(ウ) 衛生委員によるポイ捨てパトロール等の実施

パトロールの実施や、看板及び監視カメラの設置により、ポイ捨て等への対応を図ります。

2. 大規模災害への対応

○基本目標

大規模災害時に迅速な対応が図られるよう災害廃棄物処理体制を整備します

(1) 現状と課題

- 平成 27 年 3 月に県が公表した地震被害想定では、本市において、都心南部直下地震で 28 万 t、神奈川県西部地震や東海地震で 10 万 t の災害廃棄物が発生すると予測されています。
- 大規模災害が発生した際には、通常の収集運搬及び処理業務の遂行が困難となります。こうした事態に備え、平成 28 年 6 月に、災害発生時におけるごみ及びし尿の収集運搬を迅速かつ円滑に実施するため、複数の許可業者と災害協定を締結しました。今後、このような取組を更に推進していきます。
- 大規模災害の発生時に迅速な対応が図られるよう、適宜、災害廃棄物等処理計画や初動対応マニュアル等の見直しや策定を進めていく必要があります。

(2) 主な取組

(ア) 災害廃棄物処理計画や関連マニュアルの整備

平成 23 年の東日本大震災や平成 28 年の熊本地震において、地震により生じた災害廃棄物の処理が大きな課題となったことを踏まえ、平時は廃棄物処理法の枠組みを、大規模災害時は災害対策基本法の枠組みを活用した災害廃棄物処理計画を令和 3 年 3 月に整備しました。状況に応じて見直しを図るとともに、初動対応マニュアルなど関連マニュアルの整備を進めます。

(イ) 災害廃棄物処理体制の整備

災害廃棄物処理計画等に基づき、災害時における応急体制の確保等に努めます。

さらに、県及び県内市町村間の広域連携体制の整備、民間事業者等と災害廃棄物処理に関する体制の整備を行います。

3. 野焼きへの対応

○基本目標

野焼き禁止の啓発と指導を徹底していきます

(1) 現状と課題

- 野焼きは、廃棄物処理法により一部の例外を除き禁止されています。
- 屋外における廃棄物の焼却に関する相談は、廃ビニールの焼却といった生活環境に著しく影響を及ぼすものよりも、草木等の焼却等が多くなっています。
- 生活環境への影響緩和や廃棄物の適正処理の推進のため、市の広報紙による野焼きの原則禁止と廃棄物の適正処理の実施について、更なる周知徹底が必要です。

(2) 主な取組

(ア) 野焼き禁止の周知徹底

野焼きの定義、法律で定められる禁止事項並びに環境に与える影響について、市の広報紙等を活用し、積極的に周知徹底していきます。

(イ) 適切な指導の実施

生活環境に著しく影響を及ぼすような行為については、関係機関等との連携を密にし、適切な指導を行っていきます。

4. 適正処理困難物等への対応

○基本目標

排出禁止物に関する対策を講じていきます

(1) 現状と課題

- 適正処理困難物等への対応として、本市が設定している排出禁止物が収集場所へ出されないよう、周知を継続して行う必要があります。また、個々の品目については、これを扱う事業者や関係機関等との連携を密にする必要があります。
- 廃家電製品に含まれる PCB 使用部品については、業者引き取りで処理するよう周知する必要があります。
- 医療系一般廃棄物については病院等の医療機関に対し、その取り扱い等について指導する必要があります。

(2) 主な取組

(ア) 排出禁止物の周知

市が処理できない適正処理困難物などの排出禁止物が収集場所に出されることを防ぐため、分別ガイドや各種媒体を通じ、ごみ出しルールの周知をしていきます。

(イ) 特定の排出禁止物への対応

持ち出しが多く見られる排出禁止物については、これを扱う事業者及び関係機関との連携を密にし、ガイドラインを作成するなどの対策を講じることにより、持ち出し防止に努めていきます。

5. 気候変動への対応

○基本目標

カーボンニュートラルに向けた対策を講じていきます

(1) 現状と課題

- ごみ処理において、気候変動の原因のひとつとされる二酸化炭素の主な発生源は、ごみ及び資源の収集を行う収集車両の走行や焼却処理によるものなどがあり、これら廃棄物処理に伴って排出している二酸化炭素の排出量を削減することが必要です。

(2) 主な取組

(ア) 製品プラスチックの分別

ごみの焼却により発生する二酸化炭素を抑制するため、燃やすごみの中に混入している製品プラスチックの分別を推進します。

(イ) 収集運搬車両への次世代自動車の導入

地球環境への影響を考慮した場合、二酸化炭素排出抑制を含め、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出を減少させることが重要です。

収集運搬車両の更新時には、大気汚染物質の排出抑制に関して先進事例等を調査し、環境に配慮した次世代自動車の導入を検討していきます。

(ウ) はだのクリーンセンターでのサーマルリサイクルによる二酸化炭素削減

ごみ発電による効率的なエネルギー回収を行い、二酸化炭素削減に向けた取組を引き続き推進していきます。

6. 関係機関との連携

○基本目標

関係機関との相互協力や情報交換に努め、連携を図っていきます

(1) 現状と課題

- 本市及び秦野市は、環境衛生組合を組織し共同でゴミ処理を行っています。引き続き情報共有を密にし、連携の強化を図っていく必要があります。

(2) 主な取組

(ア) 関係機関等との連携強化

秦野市や環境衛生組合はもとより、国や県及び他自治体等の清掃行政に携わる関係機関と情報共有を密にし、連携の強化を図ります。